

## 令和6年 第7回白石町農業委員会総会（閲覧用）

1 開催日時 令和6年7月5日（金） 午前9時00分～9時55分

2 開催場所 白石町役場 3階大会議室

3 出席委員（37人）

No.	委員氏名	No.	委員氏名	No.	委員氏名
1	木下 善明	14	瀧上 誠	27	古賀 茂昭
2	松尾 貴江	15	江口 和広	28	藤井 啓二
3	大曲 弥素男	16	川崎 照子	29	一ノ瀬 美佐子
4	大串 勝	17	川崎 俊幸	30	橋口 均
5	川崎 勝巳	18	香月 幸雄	31	外尾 美津子
6	岩永 政幸	19	前田 則尋	32	吉原 春樹
7	土井 哲夫	20	松尾 利助	33	岩石 学
8	溝上 博信	21	満田 直昭	34	山崎 三智治
9	香月 伸幸	22	久原 一義	35	生島 義明
10	橋本 重吉	23	久原 勤	36	片渕 秋正
11	中村 康則	24	前田 達雄	37	片渕 久司
12	溝口 昇	25	筒井 恒司		
13	江頭 浩二	26	池上 勝文		

4 欠席委員（0人）

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2

- 1 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2 農地法第5条の規定による許可申請について
- 3 非農地証明願いについて
- 4 令和6年白石町農用地利用集積計画（7号）の承認決定について
- 5 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項

- 1 合意解約の報告
- 2 形状変更届出について

業務連絡事項

- 1 令和6年 第8回白石町農業委員会総会の日時及び場所  
日時：令和6年8月5日（月）9時00分  
場所：白石町役場 3階大会議室
- 2 農業委員会だより（第30号）の発行について
- 3 九州・沖縄ブロック女性委員研修会第2回打合せ会  
日時：7月25日10:00～12:00 場所：グランデはがくれ

4 農業者年金加入推進特別研修会

日時：7月25日13:30～16:00 場所：グランデはがくれ

5 令和6年度農業委員研修会

日時：9月11日13:30～16:00 場所：鹿島市民文化ホール

6 農業委員会事務局職員

事務局長	山下英治
課長補佐兼農地農政係長	石田善人
農地農政係長	三原淳壱
農地農政係	前山仁美

7 その他出席職員

なし

8 その他

## 9 会議の概要

事務局長 皆様おはようございます。

本日は、総会終了後農地パトロールを予定しておりますので、よろしくお願ひします。それではただ今から、令和6年7月第7回白石町農業委員会総会を開会いたします。片渕会長、ご挨拶をお願いいたします。

会長 挨拶

事務局長 ありがとうございます。

本日は、37名の委員全員出席でございます、総会は成立しております。この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則により会長が務めます。ではよろしくお願ひいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、23番、久原勤委員、24番、前田達雄委員を指名いたします。これより議事に入ります。

---

### = 議案番号第 87 号 =

議長 1「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第87号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第87号、議案書は1ページです。  
権利の種類は、所有権移転、贈与です。  
申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。  
申請の事由は、祖父から孫への贈与です。  
以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第87号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第87号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 88 ～ 89 号＝

議長 続きますして、議案番号第 88 号と議案番号第 89 号は関連議案ですので、一括して審議を行います。事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 88 号及び 89 号の所有者は姉妹であり、申請内容も同様であるため一括して説明します。

権利の種類は所有権移転、贈与でございます。  
申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。  
申請の事由は、所有者から耕作者への贈与です。  
議案の位置図は、1 ページから 4 ページをご覧ください。  
以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。  
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。  
地元農業委員として 6 月 28 日に事務局と現地確認を行いました。  
今回の申請農地は、耕作者である譲受人へ贈与するための申請となります。  
譲受人は現在、蓮根を作付けされ、営農されています。今後も周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。  
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。  
まず、議案番号第 88 号について、質疑ご意見がございましたらどうぞ。

〇番 〇番の〇〇です。  
売買価格はいくらですか。あっせんはできなかったのですか。

事務局 これは、贈与ですので、売買ではありません。

議長 他にないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 88 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 88 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

議長 次に議案番号第 89 号について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 89 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 89 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

---

＝ 議案番号第 90 号 ＝

議長 続きまして、2 「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 90 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 90 号、議案書 2 ページです。

権利の種類は、所有権移転、売買です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、農用地区域内農地です。

農地区分の該当事項としましては、市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、用途区分の変更でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、5 ページから 7 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 6 月 27 日に事務局と現地確認を行いました。

譲受人はトレーニングファーム卒業生であり、今年から譲渡人所有の農地を借りて、苺を作付けされます。それに伴い、パック詰め作業や保冷库を置く小屋を整備する申

請です。

区長、生産組合長、隣接農地所有者、耕作者から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。  
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○○番の○○です。  
この方は、トレーニングファームでトレーニングをしているのですか。

事務局 ○○さんについては、トレーニングファームの苺の研修生で、今年卒業され、今年営農を開始されます。

○番 この前、総会に来られましたか。

事務局 この前は6期生ということで、新たに始められる方が来られています。

○番 分かりました。

議長 他にないですか。

○番 ○○番の○○です。  
今の件で、土地の売買に関して面積はわずかなものですが、あとのところは借地と。苺ハウスかどうかわかりませんが、借地のうちの一部を購入するということになるのですか。

事務局 今年から就農されますので、いっぺんに農地を買うというのは厳しいので、まずは作業小屋の分だけ農地を購入されます。5年以内にはこの農地についても購入される予定はあります。

○番 今の状態としては借地でやっていくということですね。分かりました。

議長 他にないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第90号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 90 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

---

＝ 議案番号第 91 号 ＝

議長 続きまして、3.「非農地証明願いについて」を議題とします。議案番号第 91 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 91 号、願出農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。  
申請された土地については、宅地進入路として使用されており、今後も再び農地として利用されることはないと判断し、申請を受理しております。  
議案の位置図は、8 ページから 9 ページをご覧ください。  
以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。  
〇番、〇〇委員

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 6 月 28 日、申請人の〇〇氏から申請があった非農地証明願の農地について、〇〇委員及び事務局と現地確認を行いました。

非農地証明の願い出があった土地は、平成 4 年の圃場整備事業によって自宅前の道路が付け替えられ、自宅への宅地進入路として換地されているようです。その後、地目変更の手続きも行わず、自宅進入路として使用していたことがわかり、今回の申請になっております。申請にあたって、区長、生産組合長及び近隣の住民によると、以前から非農地であったということを確認しております。既に舗装されており、再び農地として現状復帰することはなく、今後も自宅への進入路として利用したいと申請がありました。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。  
これについて、何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 91 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長       ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 91 号は非農地として当委員会  
会で承認することに決定いたします。

---

＝議案番号第 92 号＝

議長       続きまして、4「令和 6 年白石町農用地利用集積計画（7 号）の承認決定について」  
を議題とします。議案番号第 92 号について、事務局に説明を求めます。

事務局     議案番号第 92 号の「農用地利用集積計画（7 号）について」ご説明いたします。  
始めに「所有権移転関係」でございます。今回は 4 件となっております。詳細は 1  
ページをご覧ください。

          続きまして、「利用権設定関係」でございます。2 ページに相対での設定が 12 件、  
3 ページから 8 ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が 80 件、合わせて 92  
件の計画が提出されており、賃借権設定が 86 件、使用貸借権設定が 6 件となってい  
ます。

          区分の内訳として新規が 81 件、また、新規のうち自作地から新たに利用権設定を  
されるものが 8 件ありました。再設定は 11 件でした。

          今回の利用権の総面積は 350,025 ㎡です。

          利用権設定を受ける借り手につきましては、個人によるものが 11 件、会社法人に  
よるものが 1 件、農地中間管理機構によるものが 80 件となっています。

          なお、今回の計画の中で未相続農地は 18 件となっています。

          以上、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の各要  
件を満たすものとして 92 件とも承認が相当と判断いたします。

          ご審議の程よろしく願います。

議長       事務局の説明が終わりました。  
まず、所有権移転について審議します。質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

          (質問、意見なし)

議長       ないようですので採決に入ります。議案番号第 92 号（所有権移転）について賛成  
の方の挙手を求めます。

          (全員挙手)

議長       ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 92 号（所有権移転）につい  
ては、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。



議長 続きます、利用権設定について審議します。  
これについては、議事参与の制限がございます。  
○番 ○○委員、○番 ○○委員、○番 ○○委員、○番 ○○委員については、  
該当する整理番号での発言を控えていただきます。  
これについて、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 92 号 (利用権設定) について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 92 号 (利用権設定) については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

---

= 議案番号第 93 号 ~ 議案番号第 97 号 =

議長 続きます、5「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。  
議案番号第 93 号から 97 号の農地の売渡し希望について、一括して事務局に説明を求めます。

事務局長 議案書 3 ページ、農地の売渡し希望でございます。  
議案番号第 93 号、申出農地は、議案書のとおりです。  
あっせん申出者は、東六府方区の○○氏です。  
申請理由は、離農のための農地処分でございます。  
議案の位置図は、10 ページから 11 ページをご覧ください。

続きます、議案番号第 94 号、申出農地は、議案書のとおりです。  
あっせん申出者は、東六府方区の○○氏です。  
申請理由は、離農のための農地処分でございます。  
議案の位置図は、12 ページから 13 ページをご覧ください。

続きます、議案番号第 95 号、申出農地は、議案書のとおりです。  
あっせん申出者は、沖清の○○氏です。  
申請理由は、農地集約のための農地処分でございます。  
議案の位置図は、14 ページから 15 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 96 号、申出農地は、議案書のとおりです。  
あっせん申出者は、廻里の〇〇氏です。  
申請理由は、高齢のための農地処分でございます。  
議案の位置図は、16 ページから 17 ページをご覧ください。

最後に、議案番号第 97 号、申出農地は、議案書のとおりです。  
あっせん申出者は、江北町の〇〇氏です。  
申請理由は、農地集約のための農地処分でございます。  
議案の位置図は、18 ページから 19 ページをご覧ください。  
以上、議案番号第 93 号から 97 号です。

白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の(8)の規定より、農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名することになっています。  
なお、主となる予定のあっせん委員の氏名を議案書に記載しています。  
もうお一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになりますので、それぞれ 2 名、あっせん委員の指名をお願いいたします。  
以上で説明を終わります。

議長 議案番号第 93 号から 97 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしく申し上げます。

議長 議案番号第 93 号  
委員 〇番 〇〇委員、 〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 94 号  
委員 〇番 〇〇委員、 〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 95 号  
委員 〇番 〇〇委員、 〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 96 号  
委員 〇番 〇〇委員、 〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 97 号  
委員 〇番 〇〇委員、 〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。  
議案番号第 93 号、 〇番 〇〇委員、 〇番 〇〇委員  
議案番号第 94 号、 〇番 〇〇委員、 〇番 〇〇委員

議案番号第 95 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員  
議案番号第 96 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員  
議案番号第 97 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員であっせん委員をよろしく  
お願いします。

議長 次に、事務局の担当の職員をお願いします。

事務局長 議案書の記載のとおりでございます。

議案番号第 93 号は○○、第 94 号は○○、第 95 号は○○、第 96 号は○○、第 97  
号は○○でございます。

連絡調整につきましては、担当者へお願いします。

---

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

- 1 合意解約の報告
- 2 形状変更届出について

議長 報告が終わりましたので、続きまして業務連絡に入ります。事務局より業務連絡を  
お願いします。

事務局 業務連絡事項 (事務局より業務連絡事項について説明)

- 1 令和 6 年 第 8 回白石町農業委員会総会の日時及び場所  
日時：令和 6 年 8 月 5 日 (月) 9 時 00 分  
場所：白石町役場 3 階大会議室
- 2 農業委員会だより (第 30 号) の発行について
- 3 九州・沖縄ブロック女性委員研修会第 2 回打合せ会  
日時：7 月 25 日 10：00～12：00 場所：グランデはがくれ
- 4 農業者年金加入推進特別研修会  
日時：7 月 25 日 13：30～16：00 場所：グランデはがくれ
- 5 令和 6 年度農業委員研修会  
日時：9 月 11 日 13：30～16：00 場所：鹿島市民文化ホール

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたしま  
す。

閉会時刻 午前 9 時 55 分

事務局　この後、六角・須古校区の農地パトロールを実施しますので、担当の委員さんはお残りください。